

第70期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

1. 主要な事業内容
2. 主要な事業所
3. 従業員の状況
4. 会社の株式に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
8. 株式会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2021年4月1日～2022年3月31日)

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.keycoffee.co.jp/>）に掲載し、株主の皆様にご提供させていただくものです。

キーコーヒー株式会社

1. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
コーヒー関連事業	レギュラーコーヒーの製造販売事業
飲食関連事業	飲食店事業及び洋菓子等の販売
その他の	飲料製品製造事業、オフィスサービス事業及び通販事業、運送物流事業、保険代理店事業、コーヒー農園の経営及び輸入事業など

2. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

当 社	本社	東京都港区
	研究所	船橋
	営業拠点	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡等51か所
	工場	仙台、船橋、春日井、鳥栖
	物流センター・デポ	仙台、船橋、春日井、鳥栖等10か所
株式会社イタリアントマト	本社	東京都品川区
株式会社アマンド	本社	東京都港区
ニック食品株式会社	本社	千葉県船橋市
キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社	本社	東京都港区
	営業所	東京、名古屋、大阪
株式会社キョーエイコーポレーション	本社	神奈川県横浜市
キーアソシエイツ株式会社	本社	東京都港区
スラウエシ興産株式会社	本社	東京都港区
honu 加藤珈琲店株式会社	本社	愛知県名古屋市
台湾キーコーヒー株式会社	本社	中華民国台北市

3. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業の内容	従業員数	前連結会計年度末比増減
コ－ヒ－関連事業	666名（ 523名）	62名減（ 61名減）
飲食関連事業	79名（ 713名）	15名減（ 81名減）
その他	226名（ 98名）	14名減（ 42名減）
全社（共通）	15名（ 8名）	1名減（ 2名増）
計	986名（ 1,342名）	92名減（ 182名減）

（注） 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社（共通）」は、管理部門に係る従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
681名	63名減	43.6歳	19.4年

4. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 22,689,000株
(3) 株 主 数 45,639名
(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
博 友 興 産 有 限 会 社	2,270,000株	10.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,093,100株	9.65%
キ ー コ ー ヒ ー 取 引 先 持 株 会	650,200株	2.99%
柴 田 裕	468,900株	2.16%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	463,800株	2.13%
三 井 物 産 株 式 会 社	387,700株	1.78%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	304,000株	1.40%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ）	268,500株	1.23%
ウィンヒストリー・アセット・マネジメント株式会社	240,576株	1.10%
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	200,000株	0.92%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,009,256株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。自己株式には、株式給付信託（BBT）制度導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式268,500株を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	3,000株	1名
監査等委員である取締役	800株	1名

- (注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては、招集ご通知事業報告「2. (4)取締役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。
2.上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画及び会計監査に係る職務の執行状況から見積もられた報酬額の算出方法を確認した結果、当期の会計監査人の報酬等は相当であると認められることから、当期に係る会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等著しく信頼を失墜する行為があったと判断した場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告を致します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、全ての役員、使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守して行動することを徹底するため、「企業理念」、「行動規範」をカード化し全役員、使用人が常時携帯するとともに、適宜社員教育、啓蒙等を行い、かつ誓約書を提出させます。

また、使用人には、「就業規則」、「短期契約社員就業規則」等を定めており、内部監査部門は各種法令や社内規程に違反する行為、あるいはその恐れがないかどうかを監査します。この監査結果は定期的に取締役へ報告されるものとします。

- ② 当社内部監査部門は子会社各社のコンプライアンス体制、リスク管理体制並びに業務処理に係る内部監査を実施し、その結果を当社の取締役、監査等委員会、及び各社のトップに報告します。
- ③ 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応します。

以上のコンプライアンス体制を構築しており、これを的確に運用しコンプライアンスを維持します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、業務執行会議など重要会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他業務執行に係る重要事項を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、「文書管理規程」に基づき適正に保存、保管します。取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。「文書管理規程」の改廃については、業務執行会議の承認を要するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危機を継続的にコントロールするため、「リスク管理規程」を制定するとともに、「内部通報規程」、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」、「災害に対する対応措置」、品質保証面での「苦情対応実施要領」、電算機トラブル発生時の「非常時対応ガイドライン」等を定めるとともに、リスク担当取締役を選定します。また、当社グループ全体のリスク管理体制を統括的に管理します。
- ② 当社は、発生したリスクに総合的に対応する組織としてリスク担当取締役をチームリーダーとするクライシスコントロールプロジェクトチームを設置しており、この体制の下、とくに全社の事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが発生したときは、「リスク管理規程」に基づき速やかにクライシスコントロールプロジェクトチームを召集するとともに、非常事態と判断されるリスクに対しては、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し当社グループの損害等の極小化を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び業務執行会議を定期的開催します。取締役会は、取締役並びに社員が共有する全社的な経営計画を定め、業務執行取締役は、この経営計画を達成するための各部門の具体的な方針及び目標、施策を盛り込んだ方針実行計画を策定し、業務執行状況を定期的かつ適宜取締役会及び業務執行会議に報告するとともに、定期的に実行計画に対する結果と対策をとりまとめ、代表取締役に報告します。

社内の意思決定は、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任と権限の範囲を明確にしたうえで委譲し、迅速に決裁することを継続します。

各部門の業務内容は「職務分掌規程」にて明確化しており、内部監査部門は、各々の業務が社内規程等に照らして正しく処理され効率よく行われているかの監査を継続実施し、結果を代表取締役に報告します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社各社における内部統制システムに関しては、子会社各社において必要な規程の整備を進めるとともに、当社は各社の主体性を重んじつつ、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築します。
- ② 子会社各社の主要事項の管理については「関係会社管理規程」で案件別に管理基準を定めており、これに基づき承認、協議若しくは報告を求めます。各社の業績、及び取締役等の職務の執行にかかる事項については、毎月報告される体制ができており、これを経営企画部がとりまとめ、取締役会並びに業務執行会議に報告します。
- ③ 当社は、各社トップと当社の取締役が出席する「K G会議」を原則として毎月開催し、グループ各社の課題と重要事項に関する討議を行い、グループ総合力の強化を図ります。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査部門を中心に人選を行い、その任に当てるものとします。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、指示を実行するものとします。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、懲戒等に関する事項は、監査等委員会の同意を得たうえで、代表取締役が決定します。当該使用人の人事考課に関しては監査等委員会の意見を聞くこととします。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項、定期的に点検を実施しているリスクの顕在化及び対応状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスコールの通報状況及びその内容を速やかに口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。
- ② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、前項同様の法定事項に加え、当社並びに当社グループに重大な影響をおよぼす事項などを当該子会社の担当部署に報告し、当該担当部署はその内容を取りまとめて、当社経営企画部を経由して監査等委員会に口頭、書面若しくは電磁的媒体により報告します。

(8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令や社内規程に照らして疑義のある行為等については、使用人が直接情報提供（通報）を行う手段としてコンプライアンスコールを設置、運営するとともに、通報者の保護に関しては「内部通報規程」で通報者に不利益が生じないような対策を講じます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、独立した予算を策定し監査費用を支出できるものとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役との意見交換を密にし、また会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務を遂行できる体制を整備します。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

当社及び当社グループ全社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

(2) 監査等委員会の運用状況について

監査等委員は、取締役会、業務執行会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

(3) 内部監査について

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。内部監査部門は、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年4月23日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針の実現に資する特別な取組みを行っており、その内容は以下の①及び②のとおりとなります。

また、当社は、2008年6月24日開催の当社定時株主総会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を承認いただき継続しておりますが、2021年6月22日開催の定時株主総会において本プランを継続することが承認されています。本プランの詳細につきましては、以下の③をご参照ください。

① 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としているため、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

また、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にこれを否定するものではないものの、当該買収提案に関して、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報提供が行われない場合や検討のための十分な時間が与えられない場合には、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての株主の皆様の適切な判断を妨げる結果となります。そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報や検討時間等を与えない者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値の源泉は、「コーヒーを究める」、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」との企業理念、経営方針の下、1920年の創業以来、品質の高いコーヒーをお客様にご提供し、さらに当社に課された社会的責任も全うすることで培ってきた「キーコーヒーブランド」にあると考えております。このキーコーヒーのブランド力は、お客様の当社に対する長年の信頼と期待を基礎とし、現在の当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉であり、当社に対し安定的な収益をもたらすだけでなく、積極的な事業活動の展開を可能にするとともに、他方で社会的責任を果たすべく行動する規律、すなわち当社事業の原動力・推進力であるとともに、当社の歩むべき方向を定める道標であり、当社の価値を生み出す源そのものであります。より一層の企業価値の確保・向上を目指すべく、以下のような取組みを行っております。

(a) コーヒーへのこだわり

当社は、海外からより品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できる体制作りに注力するとともに、当社自身も、海外においてコーヒー農園を直営するなど、理想のコーヒー作りを追求するなどし、もって、キーコーヒーのブランド力の向上を図っております。

(b) 生産設備の整備

当社は、2001年以降、全国4箇所に存在する当社工場のリノベーションに取組み、現在では、全ての工場で、高度の衛生管理機能の整った生産及び物流体制が構築されており、このような生産設備を最大限に活かし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。なお、この当社4工場は、グローバルな食品安全認証システムである「F S S C 2 2 0 0」の認証を受けております。

(c) 市場の開拓

当社は、お客様のニーズに応じたコーヒー商品を提供することや、コーヒー市場の裾野拡大に向けた取組みを行う等により、キーコーヒーブランドに対する期待と信頼に応え、キーコーヒーブランドをより確固たる存在にしていきたいと考えております。

(d) 研究開発

当社は営業活動と密接に関連した開発研究所を設置し、コーヒーの基礎研究を行うとともに、新商品の開発、新技術の発明を目指しており、これにより、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(e) C S R活動

当社は、例えば、生産地の社会福祉に貢献し環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した商品を開発するなど、C S R活動を通じて、求められる社会的責任を全うし、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しております。また、当社が地域社会の人々と共に発展することを目指して行ってきたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、C S Rという言葉が市場で耳目を集める遙か以前から取り組んできたC S R活動そのものであり、当社直営のパダマラン農園は、「レインフォレストアライアンス」の認証を取得するという国際的にも競争力のあるコーヒー農園となっております。さらに、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど現地との一体化と共生を深めております。

また、2016年には未来に向けたコーヒー産業の発展を支援する世界的な非営利の研究機関「World Coffee Research」（本拠地：米国）の日本初のゴールドメンバーになり、同団体が取組む、地球温暖化による気候変動や病害虫による被害に対して高品質なコーヒーの安定供給や生産者の経済的かつ社会的地位の向上等を目的とした「国際品種栽培試験」活動への協力を行っております。

また、当社4工場では省資源化とリサイクルに向けた活動を行い、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル率は農林水産省が定める食品製造業の目標値95%を超える99%以上となっております。

さらに、創業100周年に当たる一昨年8月にキーコーヒークレージュ基金を設立し、グループ企業全体の役員、従業員、チャリティ活動での募金などを通じてコーヒー生産国の社会福祉、自然環境保全、日本国内を含めた災害救済援助を行っております。今後は支援を目的とした商品の展開等を行って売上の一部を役立てる予定です。

(f) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、2015年6月24日よりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため監査等委員会設置会社に移行しております。また、当社は、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しており、月1回定例開催する取締役会や、必要に応じた臨時取締役会の開催のほか、原則として週1回、経営陣である取締役、経営幹部である執行役員等で構成する業務執行会議を開催しております。なお、4名の監査等委員である取締役のうち3名を社外から招聘するなどしております。また、会社法の改正及びコーポレートガバナンス・コードとこれに関連する東京証券取引所上場規則の改正をふまえて内部統制システムの強化を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定がされることを防止するための取組み

(イ) 当社発行株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）による取組み

- (a) 本プランは、当社の特定の株主及び当該株主と一定の関係にある者の株券等保有割合・株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）を適用対象としております。

大規模買付行為者は、取締役会又は株主総会において、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならず、また、買付意向表明書、独立委員会が提出を求める必要情報回答書・追加回答書の提出を通じて、独立委員会に対し情報を提供し、独立委員会は、必要に応じて、株主の皆様に対し、当該情報の全部又は一部を開示します。

- (b) 独立性の高い社外取締役等で構成され、独立委員会規則に従い運営される独立委員会は、上記の情報について、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から所定の期間内に評価・検討し、独立委員会としての意見を取りまとめます。その際、独立委員会は、必要に応じて、取締役会に対し意見等の提示を求めます。その上で、独立委員会は、所定の判断基準に従って、取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又は株主総会の決議を得るべき旨を勧告します。これらの意見等の内容は、必要に応じて、株主の皆様にも適時適切に開示されます。

- (c) 取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、所定の要件に従って新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議を行うか、又は株主総会にその実施・不実施に係る議案を付議します。なお、新株予約権の無償割当ての実施に係る勧告がなされるのは、大規模買付行為が、(i) いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合等で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、(ii) 強圧的二段階買付け等に当たる場合、(iii) その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當である場合等に該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合に限られます。

- (d) 取締役会又は株主総会によって、新株予約権の無償割当ての実施が決議された場合、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件等が付された新株予約権を、当社を除くすべての株主に対して、無償割当ての方法により、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で割当てます。ただし、新株予約権の無償割当てが実施された後であっても、当社独立委員会の勧告に従い、当該新株予約権の無償割当ての中止又はその無償取得を行うことがあります。

- (e) 本プランは、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われないう限り、2021年6月22日開催の第69期定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までを有効期間とします。

(ロ) 上記③（イ）の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

(a) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランにおいては、大規模買付行為者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供すること及び取締役会又は株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求め、本プランの手続を遵守しない買収提案、必要かつ十分な情報と時間を提供しない買収提案、さらに、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題のある買収提案に対して、取締役会が、新株予約権の無償割当てを実施することがあるとするものです。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない大規模買付行為に対し、対抗措置を講じるものですので、取締役会としては、本基本方針の考え方に沿うと考えております。

(b) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないこと

本プランは、大規模買付行為に際して、株主の皆様に必要なかつ十分な情報と検討時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、この趣旨に反する大規模買付行為者に対し、対抗措置を講じることを定めています。

また、本プランは、株主の皆様の株主総会におけるご承認を条件に導入・継続されるだけでなく、株主の皆様の意思により有効期間中でも廃止できるとされています。

これらの設計は、いずれも、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを念頭に置いたものですので、当社取締役会としては、本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないことは明らかであると考えています。

(c) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、大規模買付行為について、必ず取締役会からの独立性が担保された独立委員会の評価・検討を経ることとされ、取締役会は、独立委員会から出される勧告を最大限尊重する必要があるとされているほか、独立委員会から対抗措置を実施すべき旨の勧告がなされた場合であっても、取締役会が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議できるとされている点に特徴がありますが、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告している場合にまで、取締役会に株主総会に対するかような議案の付議を認めているものではなく、当社取締役会が、当社独立委員会の勧告を無視し、株主総会を利用して新株予約権の無償割当てを実施するといった恣意的な行為ができないように設計されております。

また、その他にも、新株予約権の無償割当てを実施するにあたっては、所定の合理的かつ詳細な客観的要件が充足される必要があること、有効期間を短期間に限定し、有効期間中であっても、株主の皆様の意思により廃止することが可能になっていることといった特徴があり、本プランの採否及び内容において、取締役会の恣意的な判断が極力排除されるように設計されております。

そのため、取締役会としては、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,628	5,104	24,868	△2,556	32,045
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△64	－	△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,628	5,104	24,804	△2,556	31,981
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△216	－	△216
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	742	－	742
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	13	13
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	1	－	－	1
そ の 他	－	0	△13	－	△12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	2	512	13	528
当 期 末 残 高	4,628	5,106	25,317	△2,543	32,509

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	389	△2,736	△23	△1	△2,372	253	29,926
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	389	△2,736	△23	△1	△2,372	253	29,862
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△216
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	－	742
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	13
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－	1
そ の 他	－	－	－	－	－	－	△12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△46	－	14	99	67	23	90
当 期 変 動 額 合 計	△46	－	14	99	67	23	618
当 期 末 残 高	342	△2,736	△9	98	△2,304	276	30,481

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 14社
- ② 連結子会社の名称
 - 株式会社イタリアントマト
 - ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co.,Ltd.
 - 株式会社アマンド
 - ニック食品株式会社
 - キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社
 - 株式会社キョーエイコーポレーション
 - キーアソシエイツ株式会社
 - スラウェシ興産株式会社
 - P.T. TOARCO JAYA
 - honu加藤珈琲店株式会社
 - 有限会社オーギュスト
 - 株式会社珈友倶楽部
 - 台湾キーコーヒー株式会社
 - 巨洲株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社
 - ・ 持分法を適用した関連会社の数 2社
 - ・ 持分法を適用した関連会社の名称
 - 沖縄キーコーヒー株式会社
 - 株式会社銀座ルノアール
- ② 持分法を適用しない関連会社
 - ・ 持分法を適用しない関連会社の数 1社
 - ・ 持分法を適用しない関連会社の名称
 - ITALIAN TOMATO LAO Co.,Ltd.
 - ・ 持分法を適用しない理由
持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	期 末 決 算 日
株式会社イタリアントマト	2月末日
ITALIAN TOMATO ASEAN Sole Co.,Ltd.	12月末日
株式会社アマンド	2月末日
P.T. TOARCO JAYA	12月末日
honu加藤珈琲店株式会社	2月末日
台湾キーコーヒー株式会社	12月末日
巨洲株式会社	12月末日

連結子会社の期末決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ コーヒー関連事業

業務用、家庭用、原料用及びその他の各市場におけるコーヒー、食材及び紅茶商品などの販売については、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

・ 飲食関連事業

直営店における飲食サービスの提供については、顧客にドリンク、フード及びスイーツなどを提供し、対価を収受した時点で収益を認識しております。

FC店への食材、ケーキ及び焼き菓子などの販売については、商品又は製品をFC店に引き渡した時点で収益を認識しております。また、FC店からのロイヤリティ収入については、FC店の売上高等の発生に応じて収益を認識し、FC店からのフランチャイズ加盟金については、一定の期間にわたり収益を認識しております。

・ その他

自社通販サイトやモール型ECサイトにおける通販については、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

飲料製品の製造事業、オフィスサービス事業、運送物流事業、保険代理店事業等については、顧客に商品又は製品を引き渡した時点又はサービスを提供した時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は15～20年であります。

(5) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することと致しました。

これにより、商品及び製品の売上高は、従来、出荷時点で収益を認識しておりましたが、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。また、株式会社イタリアントマトにおけるフランチャイズ加盟金は、従来、入金時点で収益を認識しておりましたが、店舗運営を行うためのノウハウを一定期間にわたり顧客へ供与していることをふまえ、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、第三者が運営するポイントプログラムに参加している子会社においては、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（１）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は111百万円減少し、売上原価は3百万円増加し、販売費及び一般管理費は108百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7百万円減少しております。また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は64百万円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「5. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（6）会計上の見積りに関する注記

① コーヒー関連事業に係る固定資産の減損

イ. 連結計算書類に計上した主な固定資産の金額

建物及び構築物	3,018百万円
機械装置及び運搬具	945百万円
土地	4,320百万円

ロ. 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社では、コーヒー関連事業を営むために、主に工場生産設備や営業拠点等の事業用資産を保有しております。

このコーヒー関連事業の資産グループについては、「3. 連結損益計算書に関する注記（2）減損損失の内訳」に記載しているとおり、当連結会計年度において減損損失11百万円を計上しています。また、一部の営業拠点において、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により業績が悪化し、減損の兆候を識別しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上しておりません。

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関して用いた仮定は、以下のとおりです。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は当面続くとの想定により、当社が営んでいるコーヒー関連事業の需要が感染症の拡大前の水準まで回復するのは、2024年3月期末までの期間を要すること。
- ・ コーヒー関連事業における業務用市場及び原料用市場の売上は、2024年3月期にかけて需要が段階的に回復すること。
- ・ コーヒー関連事業における家庭用市場の売上は、巣ごもり需要により順調に伸張すること。

これらの見積りに用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大により、将来キャッシュ・フローの見積りについて見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

② 飲食関連事業に係る固定資産の減損

イ. 連結計算書類に計上した主な固定資産の金額

建物及び構築物	431百万円
機械装置及び運搬具	30百万円

ロ. 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結子会社では、飲食関連事業を営むために、主に工場生産設備や店舗の事業資産を保有しております。

この飲食関連事業の資産グループについては、「3. 連結損益計算書に関する注記（2）減損損失の内訳」に記載しているとおり、当連結会計年度において減損損失35百万円を計上しています。

使用価値を回収可能価額として減損損失を認識しており、使用価値の算定にあたり、以下の仮定を置いて将来キャッシュ・フローを見積っております。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響は当面続くとの想定により、飲食関連事業の需要が感染症の拡大前の水準まで回復するのは、2024年3月期末までの期間を要すること。
- ・ 飲食事業における売上は、2024年3月期にかけて需要が段階的に回復すること。
- ・ 当連結会計年度における店舗運営の改善による効果が現れること。

これらの見積りに用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大や店舗運営の改善効果が実現せず、将来キャッシュ・フローの見積りについて見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(7) 追加情報

取締役等に対する株式給付信託(BBT)の導入

当社は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び取締役を兼務しない執行役員に関しては、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、また、監査等委員である取締役に関しては、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT(=Board Benefit Trust)）」（以下「本制度といいます。」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(a) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程（ただし、監査等委員である取締役に関する部分の制定及び改廃については、監査等委員である取締役の協議による同意を得るものと致します。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(b) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末 574 百万円、268,500株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 24,906百万円
- (2) 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益
売上高は、顧客との契約から生じる収益であります。
- (2) 減損損失の内訳

事業区分	主な地域・用途	種類	減損金額
コーヒー関連事業	青森県の賃貸物件	土地及び建物	11 百万円
飲食関連事業	東京都、三重県、大阪府、京都府等の飲食店舗	建物及び構築物等	35 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数 （株）	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株 式 数 （株）
普 通 株 式	22,689,000	－	－	22,689,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年6月22日開催の第69期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 108百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月23日

注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金 1 百万円が含まれております。

ロ. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金総額 108百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年11月26日

注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金 1 百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年6月21日開催予定の第70期定時株主総会において次のとおり付議致します。

- ・配当金総額 108百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月22日

注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金 1 百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として内部留保による方針であります。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブは利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

また取引先企業に対し長期貸付けを行っており、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事業所及び店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各営業部門の該当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（非上場株式215百万円、関連会社株式（非上場株式）128百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券（※1）	2,372	2,960	587
② 長期貸付金	37		
貸倒引当金（※2）	△32		
	5	5	△0
③ 差入保証金	767	759	△7
資 産 計	3,145	3,724	579

（※1）差額欄の金額は、上場持分法適用会社に係る差額であります。

（※2）長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,960	—	—	2,960
資産計	2,960	—	—	2,960

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	5	—	5
差入保証金	—	759	—	759
資産計	—	764	—	764

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

信用リスクを適切に考慮した貸倒見積額を差し引き、その残額から将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

想定した賃借契約期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

		当連結会計年度	外部顧客への 売上高
コーヒー関連事業	業務用市場における販売	14,712	48,474
	家庭用市場における販売	19,498	
	原料用市場における販売	13,139	
	その他	1,125	
飲食関連事業	レストラン売上	2,258	3,522
	商品及び製品の販売等	1,263	
その他	通販事業	2,008	3,683
	その他の事業（注2）	1,675	
合計		55,680	55,680

(注) 1. コーヒー関連事業及び飲食関連事業は、セグメント情報に記載している報告セグメントであり、その他は報告セグメントに含まれない事業セグメントとなります。

2. その他の事業は、連結子会社が営んでいる飲料製品製造事業、オフィスサービス事業、運送物流事業、保険代理店事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① コーヒー関連事業（当社）

業務用、家庭用、原料用及びその他の各市場におけるコーヒー、食材及び紅茶商品などの販売については、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から極めて短い期間で受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 飲食関連事業（株式会社イタリアントマト）

・ レストラン売上

直営店における飲食サービスの提供については、顧客にドリンク、フード及びスイーツなどを提供し、対価を収受した時点で収益を認識しております。対価については、現金払いは即時、クレジットカード払いも極めて短い期間で決済されるため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・ フランチャイズ売上

FC店への食材、ケーキ及び焼き菓子などの販売取引については、商品又は製品をFC店に引き渡した時点で収益を認識しております。また、FC店からのロイヤリティ収入については、FC店の売上高等を算定基礎として測定し、FC店の売上高等の発生に応じて収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から極めて短い期間で受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

FC店からのフランチャイズ加盟金については、FC店加盟時に一括して対価を受領した際に当該対価を契約負債として認識し、店舗運営を行うためのノウハウを一定期間にわたりFC店へ供与しているため、一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ その他（株式会社イタリアントマトを除く、連結子会社）

・ 通販事業

自社通販サイトやモール型ECサイトにおける通販については、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。第三者が運営するポイントプログラムに参加している場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識しております。対価については、クレジットカード払いにより極めて短い期間で決済されるため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

・ その他の事業

飲料製品の製造事業、オフィスサービス事業、運送物流事業、保険代理店事業等については、顧客に商品又は製品を引き渡した時点又はサービスを提供した時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から極めて短い期間で受領しているため、対価の金額に重要な金額要素は含まれておりません。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債等の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,075
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,625
契約負債（期首残高）	6
契約負債（期末残高）	15

契約負債は、フランチャイズ契約締結時にFC店から受領するフランチャイズ加盟金の前受に係る繰延収益及びカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る債務であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、6百万円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

FC店から受領するフランチャイズ加盟金は、取引価格の総額を残存履行義務に配分しており、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	4
1年超2年以内	2
2年超5年以内	2
合計	9

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,410円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円69銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,628	5,049	52	5,101
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,628	5,049	52	5,101
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－
別 途 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	4,628	5,049	52	5,101

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合
圧縮記帳 積 立 金		別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	609	115	25,500	△2,249	23,975
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	△49	△49
会計方針の変更を反映した当期首残高	609	115	25,500	△2,298	23,926
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△216	△216
当 期 純 利 益	－	－	－	202	202
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－
圧縮記帳積立金の取崩	－	△3	－	3	－
別 途 積 立 金 の 取 崩	－	－	△3,000	3,000	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△3	△3,000	2,988	△14
当 期 末 残 高	609	112	22,500	689	23,911

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,556	31,149	384	△2,736	△2,352	28,796
会計方針の変更による累積的影響額	－	△49	－	－	－	△49
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,556	31,100	384	△2,736	△2,352	28,747
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	△216	－	－	－	△216
当 期 純 利 益	－	202	－	－	－	202
自 己 株 式 の 処 分	13	13	－	－	－	13
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
別 途 積 立 金 の 取 崩	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	△34	－	△34	△34
当 期 変 動 額 合 計	13	△1	△34	－	△34	△35
当 期 末 残 高	△2,543	31,098	349	△2,736	△2,387	28,711

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、原材料及び仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 商品、貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15～50年
機械及び装置	10年
器具備品	2～6年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
自社利用のソフトウェアについては定額法を採用しており、償却年数は5年であります。
- ③ リ ー ス 資 産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 長期前払費用
均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

④ 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、業務用、家庭用、原料用及びその他の各市場におけるコーヒー、食材及び紅茶商品などの販売について、商品又は製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することと致しました。

これにより、商品及び製品の売上高は、従来、出荷時点で収益を認識しておりましたが、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高は8百万円減少し、売上原価は3百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円減少しております。また、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は49百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した主な資産の金額

建物	3,355百万円
機械及び装置	936百万円
器具備品	284百万円
土地	5,804百万円

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社では、コーヒー関連事業を営むために、主に工場生産設備や営業拠点等の事業用資産を保有しております。

当社の資産グループについては、「6. 損益計算書に関する注記（2）減損損失の内訳」に記載しているとおり、当事業年度において減損損失11百万円を計上しています。また、一部の営業拠点において、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により業績が悪化し、減損の兆候を識別しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上しておりません。

この割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関して用いた仮定は、連結注記表「1. (6)会計上の見積りに関する注記 ①コーヒー関連事業に係る固定資産の減損」に記載のとおりです。

これらの見積りに用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大により、将来キャッシュ・フローの見積りについて見直しが必要になった場合、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

4. 追加情報

取締役等に対する株式給付信託(BBT)の導入

当社の取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「1. (7) 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	317百万円
短期金銭債務	118百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,751百万円

(3) 保証債務

当社の子会社である株式会社イタリアントマトの仕入債務残高171百万円に対して、連帯保証を行っております。

当社の子会社である台湾キーコーヒー株式会社の借入残高20百万円に対して、連帯保証を行っております。

当社の子会社であるP.T. TOARCO JAYAの借入残高23百万円に対して、連帯保証を行っております。

- (4) 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日改正) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」を採用しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

(5) 取締役に対する長期金銭債務

16百万円

取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営 業 取 引	売 上 高	1,470百万円
	仕 入 高	1,016百万円
	そ の 他	458百万円
営業取引以外の取引		12百万円

(2) 減損損失の内訳

主な地域・用途	種類	減損金額
青森県の賃貸物件	土地及び建物	11百万円

(3) 顧客との契約から生じる収益

売上高は、顧客との契約から生じる収益であります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増加株式数 (株)	当 事 業 年 度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	1,283,956	－	6,200	1,277,756

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,200株は、「株式給付信託 (BBT)」の給付による減少であります。
2. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (BBT)」において信託口が保有する当社株式268,500株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	関係会社株式評価損	549百万円
	欠損金	495百万円
	関係会社貸倒引当金	440百万円
	退職給付引当金	132百万円
	賞与引当金	82百万円
	投資有価証券評価損	60百万円
	その他	222百万円
	小計	1,983百万円
	評価性引当額	△1,783百万円
	繰延税金資産計	199百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△134百万円
	圧縮記帳積立金	△49百万円
	その他	△15百万円
	繰延税金負債計	△199百万円
繰延税金負債の純額		△0百万円
再評価に係る繰延税金資産	再評価に係る繰延税金資産	1,170百万円
	評価性引当額	△1,170百万円
	再評価に係る繰延税金資産計	－百万円
再評価に係る繰延税金負債	再評価に係る繰延税金負債	△478百万円
	再評価に係る繰延税金負債の純額	△478百万円

9. 退職給付会計に関する注記

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度を採用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 イタリアントマト	100	飲食店事業 及び洋菓子 等の販売	所有直接 59.00	製商品の販売 商品の仕入 資金の貸付 資金の貸付 役員の兼務	資金の貸付 (注1、注2)	200	関係会社 長期貸付金	1,600

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 上記関係会社貸付金に対し、当事業年度において、282百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上し、関係会社貸倒引当金残高は1,343百万円となっております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に算定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を注記しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,340円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 9円44銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。